

中山道新加納立場地区景観計画における風景形成基準 新旧対照表

旧	新
重点風景地区内の区分け	
区分けによる新規地区の風景形成基準	
	<p>既存の3つに区分された地区（「沿道地区」「集落地区」「緑地」）のうち、「集落地区」及び「緑地」において、土地区画整理事業により新たに造成されるエリアを、「新住宅地区西側ゾーン」「新住宅地区東側ゾーン」として指定し、下記のとおり風景形成基準を設定する。</p>

	新住宅地区西側ゾーン	新住宅地区東側ゾーン								
①建物の高さ	13m以下とする。									
②屋根	勾配屋根とする。(2寸～6.5寸以内) 屋根の素材は和風感のある瓦又はそれに準ずるものとするよう努める。									
③色彩	<p>外壁の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、基調色は無彩色(明度不問)か落ち着いた色合い(5R以上～5Y以下)の低明度から中明度(明度:8未満)で、低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。 アクセントカラーとして高彩度色を使用する場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。</p> <p>屋根の色彩は歴史的な趣と調和するものとし、無彩色か低彩度色(彩度:4未満)を原則とする。</p>									
④敷地面積	緑豊かな住環境形成に配慮し、建築物の敷地面積の最低限度を以下のとおりとする。									
	200㎡	170㎡								
⑤垣柵	垣・柵を設ける場合は、生垣又は歴史的な趣と調和する形態・意匠とするよう努める。									
⑦緑化	<p>地区全体で統一感及び高級感のある景観の形成を図るため、地被植物・低木・中高木で多くの緑地を以下のとおり確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路境界から最小0.5m以上セットバックし、地被植物または低木(灌木)スペースとして工作物は設けない(車庫・アプローチについては植栽しなくても良い。) ・駐車スペースは道路境界より概ね5mの位置に道路高さで低木以上を設けることで、接道緑化に含めることができる。 ・道路から見える位置にシンボルツリー(H=4m以上)を1本以上植栽すること。 ・敷地(敷地面積が1,000平方メートル未満の場合に限る。)には、表1に掲げる緑化面積率及び接道緑化率を確保するものとする。 ただし、接道緑化率を5/10以上確保したときは、表1にかかわらず表2とすることができる。 ・敷地には、緑化面積10平方メートル以内ごとに1本以上の中木又は高木を植栽するものとする。(シンボルツリーを含めることができる。) <p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑化面積率</th> <th>接道緑化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/10</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>緑化面積率</th> <th>接道緑化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>		緑化面積率	接道緑化率	1/10	4/10	緑化面積率	接道緑化率	0.5/10	5/10
緑化面積率	接道緑化率									
1/10	4/10									
緑化面積率	接道緑化率									
0.5/10	5/10									
⑧設備	空調室外機、ガスボンベ等の室外設備は目立たない位置に設けるか、周囲を格子等で覆うよう努める。									
⑩広告物	新たに設置する広告物は自家用のみとし、屋上広告板(塔)の設置を禁止する。 表示面積は一つの事業所で1面2㎡以下、合計4㎡以下とする。									
⑪自動販売機	自動販売機は、周辺の景観に馴染むような落ち着いた色彩とするか、周囲を板材で覆うなどの修景措置を施す。									

※各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、重点風景地区で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。

